

気象警報発表時及び災害発生時における授業の実施基準

1 気象警報発表時等の対応

(1) 登校時に影響がある場合

前日までに校長が対応について判断し、教員に連絡する。教員は速やかに学生に周知する。
あらかじめ校長から指示がない場合の対応は、次によるものとする。

ア 学校で授業を行っている場合又は神奈川県東部地域で臨地実習を行っている場合

(ア) 午前6時の時点で次のa又はbの場合

- a 神奈川県東部地域（横浜・川崎、湘南、三浦半島のいずれかの地域）に大雨警報、洪水警報、暴風警報の3警報が同時に発表されている場合
- b 地震、水害等の災害又は気象状況により交通機関（京浜東北・根岸線の横浜駅～大船駅間）が運休している場合（災害又は気象状況によらない交通機関の事故等を除く。）

午前中の授業は休講とする。

午前中の臨地実習は中止とする。

(イ) 午前10時の時点で上記と同様の状態にある場合

午後の授業は休講とする。

午後の臨地実習は中止とする。

警報・注意報の発表地域（神奈川県東部地域）

横浜・川崎地域 横浜市、川崎市

湘南地域 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町

三浦半島地域 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

イ 神奈川県東部地域以外で臨地実習を行っている場合

次のa又はbの場合は、上記(ア)及び(イ)の取扱いに準ずる。

- a 実習施設の所在する地域に大雨警報、洪水警報、暴風警報の3警報が同時に発表されている場合
- b 地震、水害等の災害又は気象状況により交通機関（実習施設最寄駅を運行する鉄道会社）が運休している場合（災害又は気象状況によらない交通機関の事故等を除く。）

警報・注意報の発表地域（神奈川県東部地域以外）

相模原地域 相模原市

県央地域 秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村

足柄上地域 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

西湘地域 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(2) 下校時に影響がある場合

校長が対応について判断し、教員に連絡する。教員は速やかに学生に周知する。ただし、臨地実習時については、災害又は気象の状況により学校と実習施設が協議の上、校長が決定する場合がある。

2 特別警報発表時の対応

神奈川県内に特別警報が発表されている場合、当該日の授業は休講とし、臨地実習は中止とする。

3 欠席の取扱い等

- (1) 休講となった授業等は原則として後日開講する。
- (2) 授業等を全日中止する場合は、その日については、出席しなければならない日数に含めない。
- (3) 1の(1)に該当しない場合においても、地域の状況（居住地域の気象警報発表等）によって登校などできない学生については、学則付属細則第5条の2第4号の規定により、その申請によって欠席の取扱いをしないことができる。

附 則

この基準は、平成20年7月10日から施行する。

（中 略）

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。